

平成29年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成29年12月11日（月曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	小 関 勝 教 君
副議長	土 井 敏 興 君
1 番	丸 山 文 靖 君
2 番	吉 岡 建二郎 君
3 番	松 山 教 宗 君
4 番	川 上 美 樹 君
5 番	楠 徹 也 君
6 番	森 川 明 君
7 番	本 郷 幸 治 君
8 番	吉 岡 文 子 君
9 番	山 崎 一 広 君
10番	桜 井 龍 雄 君
11番	谷 村 知 重 君
13番	金 子 義 彦 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
総 務 部 長	中 平 匡 司 君
市 民 部 長	村 谷 宗 義 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	平 泉 宮 子 君
経 済 部 長	市 川 厚 記 君
都市整備部長	西 尾 正 君
市立美唄病院事務局長	小 橋 一 夫 君

消 防 長	相 馬 一 司 君
総務部総務課長	村 上 孝 徳 君
総務部総務課長補佐	置 田 孝 浩 君

教 育 長	星 野 恒 徳 君
教 育 部 長	森 川 治 君

選挙管理委員会委員長	高 田 豊 君
選挙管理委員会事務局長	（村 上 孝 徳 君）

農業委員会会長	今 田 邦 彦 君
農業委員会事務局長	佐々木 武 君

監 査 委 員	後 藤 樹 人 君
監査事務局長	永 森 峰 生 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	三 上 忠 君
次 長	濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

9 番 山崎一広議員、
10番 桜井龍雄議員
を指名いたします。

●議長小関勝教君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次、発言を許します。
4 番、川上美樹議員。

●4 番川上美樹議員（登壇） 質問に入ります前に、発言通告をしておりました大綱2の（4）全国学力テストについての①4月実施の結果についてという質問ですが、同僚議員から同趣旨の質問がございましたので、割愛させていただきたいと思います。

議長において、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま川上議員から申し出のありました質問項目の割愛については、議長において措置いたします。

●4 番川上美樹議員（登壇） ありがとうございます。それでは質問に入らせていただきます。

平成29年第4回定例会におきまして、大綱2点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱1点目は、行財政運営として、人事評価制度について伺います。

総務省はかねてより、自治体に対して、人事評価制度の導入を促してきましたが、平成26年の改正地方公務員法から2年間の準備期間を経て、平成28年よりさらに本格化してきました。

地方公務員法改正の目的は、人事評価の全自治体への本格的な導入と言われています。地公法第23条において「能力及び実績に基づく人事管理の徹底」として、「任命権者は職員の人事評価を、任用、給与、分限、その他の人事の基礎として活用するものとする」として、任命権者は「人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない」としています。

早くから導入している自治体での人事評価制度の一般的な問題点として、次のことが挙

げられています。「人事評価が軽視され形骸化している」「人事評価が給与や処遇に反映されない」「適正な人事配置に至らない」「昇格が年功序列でブラックボックス化している」「外部人材の登用が少ないので内部の論理が横行しがち」「異動が恣意的で専門性の向上に繋がらない」「問題職員も辞めさせられない」等が挙げられているところであります。

本市におきましては、導入から1年8カ月であり、今後の充実が図られるものと思います。

そこで、これまでも伺ってきましたが、改めて次の3点について伺います。

1 点目として、導入の目的についてはどのように捉えているのか。

2 点目として、職員への定着度についてはどうか。

3 点目として、評価制度と行政経営の連動として、政策、施策に沿った組織のミッションを遂行するために掲げている組織目標・人材像に対する評価を今後どのように配置、育成、手当、昇任昇格へと反映させていく考えなのか、市長にお伺いいたします。

大綱2点目は、教育行政についてです。

1 点目は、市内小中学校における「いじめ」の実態についてです。

平成29年10月、文部科学省の「平成28年度児童生徒の問題行動等に関する調査」におきましては、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は32万件を超え、前年度は、約22万5,000件であったことに対し、約10万件増加していることとなりました。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規

定する、いわゆる自殺なども含む重大事態の発生件数は400件であり、前年は314件、86件の増となり、過去最多となりました。

本市におきましては、教育行政執行方針に「豊かな心の育成」とし、子ども自身が主体的に考え行動する機会として「仲間作り子ども会議」を開催し、命の尊さを知る機会を設けているところと伺っておりますが、次の2点について伺います。

1点目は、市内9校でのいじめ行為の状況については、どのようなになっているのか。

2点目は、いじめ行為への対策はどのように考えているか教育長にお伺いいたします。

2つ目は、学校におけるセキュリティについてです。

平成29年の教育行政執行方針にもありますが「学校への外部からの侵入者対策」について述べられております。教職員玄関や生徒玄関は、授業中、施錠されている状態が必要かと思いますが、体育や昼休みの時間帯、行事がある場合など、外への出入りが必要になり、常に施錠することも不可能な場合があるかと思いますが、そのため、教職員玄関のインターホンは全ての学校に設置すべきだと思いますし、生徒玄関には、防犯カメラの設置も、できれば必要ではないかと思います。また、教職員玄関には、まだインターホンが設置されていない学校があると伺っておりますが、このことについてはどのようにお考えか、教育長にお伺いいたします。

3つ目は「中学校における部活動の在り方」についてです。

学校現場を取り巻く環境が、複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、

教員の長時間勤務の改善が課題となっております。

学習指導要領の改訂の動向等を踏まえた、授業改善に取り組む時間や教員が子どもと向き合う時間を確保し、教員一人ひとりが持っている力を高め、発揮できる環境を整えていく必要があります。

このような観点から、文部科学省では、平成28年4月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のための組織」を省内に設け、部活動における休養日の設定の徹底をはじめとした運営の適正化の必要性等を示していますが、部活動については、教育的効果が十分にあるところと認識はしております。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、市内の中学校における部活動の加入率、稼働日数や時間、休養日がどのような状況になっているのか。

2点目は、教員、保護者、地域住民などから、部活動に対してどのような意見が寄せられているのか。このことについて、教育長にお伺いいたします。

4つ目は「全国学力テスト」についてです。

「学力向上プロジェクトチーム」による活動状況についてですが、現在どのような状況になっているのか教育長にお伺いいたします。

5つ目は、小中学校における「補充学習」や「習熟度別学習」についてです。

通常の授業だけでは、なかなか理解度が高まらないという児童生徒について、長期休暇や放課後の時間帯を利用した補充学習は、学力の底上げとして必要と考えます。学力が、全てではありませんが、一日のうち、教室内

で黒板に向かって学習する時間が多いのは現実です。その時間帯が苦痛であるならば、解決に向けて補充学習を行うべきだと思います。また、児童生徒の理解度により習熟度別に学習することは、結果的には、児童生徒の学力向上につながるものと考えます。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、現在、市内9校についての「補充学習」の状況についてはどのようなになっているのか。

2点目は、一部の教科について、習熟度別に学習を行っていると同っていますが、現在、どのような状況になっているのか、教育長にお伺いいたします。

6つ目は、市立図書館についてです。

活字離れが進む中、活字情報の総本山といわれる図書館は、その役割が問い直され、少ない予算と人員での活動が余儀なくされています。全国の岐路に立つ公立図書館は、多彩なサービスで来たくなる場所にしなければならぬと考えます。

本市におきましては、指定管理者制度となりますが、市民からいただいたご意見には「今までのサービスを低下させてほしくない」という意見が多く寄せられています。

また、昨年11月に前総務大臣は、単純なコスト削減を目的に民間事業者運営してもらっても、必ずしも運営の改善につながらないという認識も示しました。

そこで、まちづくりの一貫として、地方創生につながるようにコスト削減に加え、どのように付加価値をつけるかが重要になってくるものと思います。

指定管理者は、自治体と協定を結ぶと、一

定額の資料費が確保されますが、これを使って、市民サービスの低下なく、また、付加価値を生む工夫をすることが、今後の課題になると思います。

そこで1点ですが、今後の図書館における運営の在り方については、どのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、行財政運営について、人事評価制度についてであります。初めに、導入目的につきましましては、地方公務員法の改正に基づき、職員が職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び上げた業績を把握した上で行われる人事評価で、その評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするとともに、限られた人材の中で、その能力とやる気を高め、効率的かつ効果的な人材育成を図るもので、これまでの勤務評定とは違い、自分で目標を設定し、それに向かって業務を遂行し、それが評価につながるものであります。

その中で、評価者である上司との面談の場も設けることとなりますので、コミュニケーションを深める良い機会であり、人材の育成にもつながるものと考えているところであります。

次に、制度の職員への定着度についてであります。昨年度から導入し、初めての評価が3月に終了したわけですが、初年度ということもあり、職種や職場によっては、目標の設定に苦慮している様子が見受けられる状況にあります。

また、自己評価、評価者の評価にバラツキ

があるように感じており、今後さらに運用していく中で、制度の見直しが必要と考えているところでもあります。

今年度におきましては、すでに全職員を対象とした研修を終えたところではありますが、今後はさらに、評価の透明性、公平性、客観性を確保できるような制度にしていきたいと思いますと考えているところでもあります。

次に、任用、給与などへの反映についてですが、現在、本市におきましては「人事評価は任用その他の人事管理の基礎として活用する」こととしておりますが、地方公務員法では、「人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する」こととされていることから、法の趣旨に基づき、できるだけ早い時期での活用に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 川上議員の質問にお答えいたします。

初めに、本市のいじめの状況についてですが、北海道教育委員会で年2回実施している児童生徒に対するいじめアンケートの6月調査の結果では「4月からいじめられたことがある」と答えた小学生が60名、中学生が17名であります。

11月のアンケートについては、アンケートの様式の変更により「いじめられたことがある」という表現が「4月から嫌な思いをしたことがある」に変わり、これに回答した小学生が139名、中学生が28名と増加するなど、学校生活を送る中で、さまざまな要因から年度当初と比較し、いじめまたは嫌な思いをしたことがある児童生徒が増える傾向が伺える

ところでもあります。

また、アンケートから読み取れる内容につきましては「悪口を言われる」が一番多く、次いで、「叩かれる、蹴られる」「仲間外れや無視される」となっております。

次に、いじめ行為への対策についてですが、アンケートにより「いじめを受けている」と回答した件数については、いじめの事実がないと確定したものを除いた件数が、各学校のいじめ解消に向けた案件となります。これら案件については、各学校で策定している「学校いじめ防止基本方針」に従い、個人面談や家庭訪問を実施するとともに、いじめの問題を取り上げた道徳の時間や児童・生徒会の中で、子どもたちが主体的にいじめの問題について考える取り組みを行っているところでもあります。

教育委員会といたしましては、これまで教育委員会で作成しました美唄市いじめ防止基本方針により、いじめの相談体制の強化、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、学校におけるいじめ防止等の取り組みの点検・充実に向けて取り組んでいるところでもあります。

教育委員会といたしましては、いじめは決して許されない、些細な兆候でもいじめの疑いを持つこと、迅速・的確かつ組織的な対応をすること、PTAや青少年育成協議会等との連携や協働体制の構築、さらには警察、児童相談所、医療機関との連携、情報共有を密にし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、学校におけるセキュリティ対策についてですが、小中学校の児童・生徒玄

関については、授業中は施錠を基本とし、来校者については、インターホンや受付窓口により、用件や身元を確認するなどした上で対応しているほか、学校行事など、施錠が難しい場合については、管理職や教職員の見守りや巡回などで対応しております。

また、夜間・休日等につきましては、警備会社による機械警備により、外部からの侵入防止の対策を講じているところでございます。

なお、教職員玄関のインターホンにつきましては、設置に向けて取り組むとともに、防犯カメラにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、中学校の部活動についてであります。平成 29 年度全国学力・学習状況調査の生徒質問紙の部活動調査結果で申し上げますと、「運動部に参加している」が 51.9%、「文化部に参加している」が 27.9%で、合わせて 79.8%となっております。

次に、本市の部活動の状況についてですが、道教委が本年 10 月に実施した「平成 29 年度教職員の時間外勤務等の縮減に向けた重点取組項目等の取組状況調査」の本市分の結果で申し上げますと、本年 4 月から 9 月までの平日の活動時間では、市内 4 校 20 部のうち「2 時間以内で活動を終了した」部活は 4 部で 20%、「3 時間以内で活動を終了した」部活は 16 部で 80%となっております。

また、休日の活動時間では「半日以内で活動を終了した」部活は 6 部で 30%、「半日を超える活動時間の日があるが、おおよそ休日の活動の半数未満であった」部活は 11 部で 55%、「半日を超える部活時間の日があるが、おおよそ休日の活動日の半日以上であった」

部活は 2 部で 10%、「休日の活動がない部活」は 1 部で 5%となっております。

次に、部活動に対してのご意見についてですが、保護者からは、顧問の異動に伴う後任の配置や、新しい部の創設などの要望をいただいているところでございます。

また、教員からは、教材準備や通勤、家庭の事情で部活動の顧問を続けることが負担であること、また、顧問が不足しているという声や競技経験のない種目を担当しなければならない場合の不安感などを伺っているところでございます。

次に、学力向上プロジェクトチームの活動状況についてですが、学力向上プロジェクトチームは、市内教職員で構成され、全国学力・学習状況調査や標準学力検査の結果を分析し、本市の児童生徒の学力にかかる達成状況や傾向、課題の把握を行うとともに、その要因を探り、改善に向けた方策を検討し、児童生徒に生きる力を育むことを目的としております。

本年度は、従来、小学 2 年・5 年と中学 2 年の 3 つの学年で行っていた標準学力テストを、同一学年の経年変化を把握するため、小学校では 3 年・4 年、中学校では 1 年を追加し、授業改善を図ることとしたところでございます。

今後につきましては、義務教育 9 年間の経年変化を分析し、中 1 ギャップの解消や教師の授業改善を図るため、さらに、小学 6 年と中学 3 年を追加して実施することを検討してまいりたいと考えております。

教育委員会といたしましては、プロジェクトチームの分析・改善の内容について、確か

な学力育成プランとしてとりまとめ、冊子として美唄市すべての保護者、教職員に配布するとともに、確かな学力育成プラン概要版及び家庭学習の手引きも作成し、保護者、教職員に配布し、家庭、地域、学校が一体となって学力向上の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校における補充学習や習熟度別学習の状況についてであります。初めに、補充学習とは、児童の理解や習熟の状況等に応じ、授業のほかに、放課後や長期休業中等に行う勉強であり、学習指導要領に示されている基礎的・基本的な内容の確実な定着をねらいとした学習指導であります。

本市の小中学校の補充学習の状況についてであります。すべての学校において、放課後や長期休業中に3～5日間、チャレンジテストや各自の課題解決のために各学校に登録している地域支援ボランティアや学校サポート事業ボランティアの大学生3名と教師が一体となって取り組んでいるところでございます。

次に、習熟度別学習の状況についてであります。習熟度別学習は、授業の際に習熟度に応じて複数のクラスに編成し直し、各クラスで習熟度に応じ学習したり、学級内で別々のコースで学習する方法であり、児童生徒を習熟度別・少人数に分けることにより、児童生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導を行うことができ、子どもに確かな力を身に付けさせることができるメリットがあると考えております。

本市の小中学校の補充学習の状況についてであります。東小学校や東中学校、美唄中

学校など、比較的、教師の人数が多い学校で行われており、国語、算数、数学、英語科の教師や加配教員、専科教員等が習熟度別に指導しているところでございます。

次に、図書館の運営についてであります。これまで図書館では、市民の求める情報や生活を豊かにする知識、学習や研究のために役立つ資料などの収集に努めるとともに、これらを広く市民に提供し、その生涯学習活動に寄与してまいりました。

今後の図書館の運営のあり方についてであります。指定管理者制度が導入された場合においては、指定管理者と交わす協定書及び管理の詳細を指示する管理仕様書に基づき、図書館の管理運営を代行していただくとともに、その業務の実施状況については、モニタリング調査等により検証評価し、市民サービスの維持・向上に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 自席より再質問いたします。

大綱1点目の人事評価制度についてですが、人の評価が大変難しいものであることは理解できます。ただ、多くの有望な職員たちが、モチベーションを上げ、この制度において客観性・納得性を上げる評価制度を導入し、真に頑張る職員が報われるような評価制度の構築を目指すべきと考えます。

大阪府寝屋川市では、市の独自性を持たせ、スキルアップ加算や、部下が上司を評価する、また、同格の職員からも評価される360度評価なども取り入れ、職員のやる気を引き出す工夫を行っております。

本市におきましては、今後、より良い評価制度を構築していくものと思われますが、現段階でも、例えば一つの例としてですが、国家資格等を取得し、業務知識の専門性を高めた職員、そのことにより、外注を少なくでき、仕事の幅を広げた職員については、面談等で、しっかりとスキルアップの状況を把握し、それを反映した評価制度へと構築していくべきだと思います。ぜひとも、その状況を調査し、できることなら、新年度から反映させていただきたいところです。

私は、本市の職員が、日々、業務へ意欲的に向かっていくことや、仕事がひと段落した場合も、チームワークで支えあったことを笑顔でたたえあう、そんな職場環境にして業務に取り組んでいただきたいと思います。それには、ぜひこの人事評価制度をより良いものに構築していただきたいと思います、そのような思いですが、市長のお考えを伺います。

大綱2点目の教育行政についてです。

まずは、中学校における部活動の在り方についてです。

佐賀県では、最も大会の開催が少ない第3日曜日を完全休養日とし、やむを得ず大会が行われた場合は、他の日曜日と振り替えるようにした事例があります。

本市において、例えばですが、第1、第3、第5の土曜日は学習活動を優先させる、さらに、長期休みの前に休業中の活動計画を生徒と保護者に示し、市内の学校へ通知し実施してもらうなどを検討するべきかと思います。

さらに、部活動講師の外部委託についても、教師の負担軽減のため、各学校と十分に話し合い、検討をしていくべきだと思いますが、教

育長のお考えを伺います。

次に、学力向上プロジェクトチームについてです。

その目的はわかりましたが、今回の結果を見ましても、多くの科目については、まだまだ全国・全道平均を上回っておりません。どの学年においても、毎年、一定の成果を出すことのできるプロジェクトチームの在り方が問われると思いますが、このことについて、教育長のお考えを伺います。

次に、補充学習や習熟度別学習についてです。

市内の一部では、外部講師を授業に活用していると伺っております。教師の多忙化が問題視されている中、これらのことに民間学習塾の講師の活用を拡充していくべきと考えます。

岩見沢市、歌志内市、上砂川市など、すでに空知管内では7市町が実施しており、全24市町のうち、3分の1となっております。自治体と民間学習塾との連携で、児童生徒の学習を補助する動きが増加してきています。

また、英語に堪能だったり、教員免許を取得している地域おこし協力隊の学校での活躍のある自治体もあります。

本市においてもぜひ検討し、基礎学力の定着をしっかりと行い、児童生徒が充実した学校生活を送れるよう検討すべきと考えますが、教育長のお考えを伺います。

最後に、図書館についてです。

具体的なサービスの在り方については、今後、市教委と指定管理業者とで考えられていくものと思います。

他市町村の例として、以前の議会にて挙げ

させていただきました、T S U T A Y A 図書館として注目を浴びた佐賀県武雄市の取り組み、また、兵庫県三田市では、視覚障がい者向け利用支援サイトを開設し、音声化対応の図書の貸し出しサービスに乗り出しました。視覚障がい者でなくても、音声化した本を耳でというサービスは、高齢者や福祉施設などでも有効に使えると思います。また、兵庫県明石市の図書館は、J R 明石駅前に移転させたことで、学生や若い方の利用が増え、市内交通の便も駅ならば良いため、市民も集まりやすく、足を運ぶ人が増えたという事例、さらに、佐賀県伊万里市では、貸し出すことのほとんどない、いわゆる「動かない本」を、身近な話題や、地元とのかかわりのある人が登場する記事と組み合わせることで関心を持ってもらえるよう工夫をしているとのこと。

先日、本市の図書館において、昭和 21 年以前の古い新聞が見つかり、これらのこととあわせて、どんな話題なら利用者の関心と呼ぶのか、さらに、学校図書館と緊密な関係を構築している茨城県潮来市図書館では、図書館に來たことがない市民をどのように呼ぶのかについては、例として、小中学校の卒業記念文集などの地域情報を置くなど、利用者の裾野を広げる努力をしています。

活字離れが進む中、図書館を取り巻く環境は厳しいと思いますが、パブリック・コメントの中にある市民の心配を払拭していただき、サービスの工夫で、図書館が地域の拠点として根付いていくようにしていくべきと思いますが、教育長のお考えを伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答え

いたします。

人事評価制度についてであります。本市の人事評価制度では、国家資格などを取得した場合における評価項目は設定しておりませんが、資質向上、スキルアップのために職員自らが業務に必要な資格の取得に向けて精励することは、「能力開発」や「チャレンジ精神」といった項目におきまして評価しているところであります。

今後におきましても、人材育成を主眼としたこの制度を適正に運用して人事管理に努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 川上議員のご質問にお答えいたします。

初めに、中学校における部活動の在り方についてであります。現在、スポーツ庁において、練習時間や休養日の設定、指導の充実、部活動指導員等の活用などについて考慮が望まれる基本的な事項や留意点をまとめた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定することとしておりますので、このガイドライン」を参考に、保護者や学校現場の意見を聞きながら、担当する教員の軽減負担に努めるとともに、土曜日の部活動のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、部活動の外部指導員の配置についてであります。教職員の軽減負担を図るため、文部科学省は、本年度から中学校と高校の部活動の外部指導員を学校職員として位置づけ、教員がいなくても単独で指導や大会への引率を行えるように学校教育法において制度化したところでございます。

この制度化に伴い、文部科学省では、教員の働き方改革の中で、指導員の役割や責任の明確化、事故が起きた際の補償等について検討しているところであり、教育委員会といたしましては、これら改革の内容を踏まえ、必要な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、学力向上プロジェクトチームのあり方についてであります。本年度の全国学力・学習状況調査の結果につきましては、小学校・中学校において、全国・全道と比べると、算数Aが全道と同様となりましたが、他3科目は全国・全道を下回り、また、中学校では、数学Bが全国を上回りましたが、他3科目が全道を上回ったものの、全国を下回ったところでございます。

この結果を受け、学力向上プロジェクトチームでは、本年度取りまとめた確かな学力育成プランの中で、学校、家庭と地域、教育委員会の取り組みをすみ分けし、学校においては、学習規律の浸透とアクティブラーニングの具現化、ALT・外国語指導助手を有効的に活用した外国語活動等の促進、学びの連続性の観点から、幼保・小中高の連携教育の実践、朝読書の充実と補充的な学習の充実、校内研修、教材研究の活性化についての取り組みの推進を、家庭・地域においては、早寝、早起き、朝ごはんの徹底、携帯・スマートフォン、ゲーム機使用における約束ごとの徹底、家庭学習等の手引き等を活用、地域行事への積極的参加を、また、教育委員会においては、教職員の専門研修の一層の充実、長期休業中における学生ボランティアの活用、地域支援本部事業の活用、ICT整備等、教育環境の充実、家庭学習の手引きの発行等、家庭への

啓発活動をそれぞれプランの中で取りまとめたところでございます。

教育委員会といたしましては、このプランの内容を学校、家庭、地域、教育委員会が連携して積極的に取り組み、本市の児童生徒の学力の底上げを図ってまいりたいと考えております。

次に、公設民営塾の設置についてであります。この公設民営塾は、塾や予備校等が少ない地域等において自治体が設置し、民間学習塾が運営する形態であり、近年、塾のない地域にある高校を中心に、全国的には少しずつ増加しているところでございますが、道内の高校、小学校や中学校において、公設民営塾を設置している自治体は、まだ少ない状況となっているところでございます。

道内では、足寄町で生徒の学力向上を支援し、進学実績を向上させることで魅力アップを図り、生徒数確保や高校存続を行政として後押しすることを目的に、足寄高校の生徒を対象にした公設民営型の学習塾を開設しているところでございます。

本市におきましては、高校が2校あることや、民間学習塾が複数あることなどから、設置が可能かどうか他市町の取り組みを参考に調査研究してまいりたいと考えております。

次に、図書館サービスについてであります。本市では、これまでも高齢者や視力が弱い方々のため、朗読テープや活字が通常より大きな図書をそろえているほか、図書館から離れた地域の方々にも図書を読んでもいただく機会を提供するため、移動図書館事業を実施しているところでございます。

情報化社会が急速に進展する中、ネットに

よる本の購入やSNSを活用し、調査研究や課題解決するなど、ライフスタイルの多様化に伴い、特に若い年代層を中心に、年々図書館離れが進んでおりますが、図書館は、あらゆる情報を1カ所で提供しうるワンストップサービス機関であり、かつ職員がそれを案内するサービス機能を有するなど、書店やインターネットなど、他のメディア提供手段にはない特性を有しているところでございます。

教育委員会といたしましては、指定管理者制度が導入された場合、指定管理者と連携し、これら特性を活かしたサービスの構築に努めるとともに、他の自治体や指定管理者制度を導入した図書館の取り組みなども参考にしながら、市民にとって魅力ある図書館づくりを進めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

8番、吉岡文子議員。

●8番吉岡文子議員（登壇） 2017年第4回定例会にあたり、市長、教育長並びに選挙管理委員会委員長に質問いたします。

大綱の1点目は、性的少数者について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

最近、一部の自治体で、性的少数者に配慮した行政が行われています。渋谷区、世田谷区、道内では札幌市、最近では東京都の港区などで請願が採択されたということです。

札幌市では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生き生きと誇りを持つことができるまちの実現を目指し、本年6月1日より、性的少数者に関わるパートナーシップの宣誓制度を開始いたしました。

私はこの動きを基本的人権の問題ととらえています。最近では、生まれつきの髪の色に

ついて、校則違反ということで、黒に染めることを強要した高校に対して、女子高校生が訴訟を起こした例も同様だと考えます。

昨日の12月10日は1948年の同日に国連が採択した世界人権宣言を記念した世界人権デーでした。「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、これは宣言の一部です。

電通の調査では、性的少数者について、13人に1人となっており、公表に至っていない性的少数者の方が、周りに存在することが想像されます。

そこで初めに、性的少数者に対する認識について、市長及び教育長にお伺いをいたします。

また、研修についてはどのようなになっているのかについて、お伺いをいたします。

大綱の2点目は、教育行政についてです。

公正取引委員会は11月29日、公立中学校の制服取引に関する調査を発表したということです。

市内の中学校の制服についてお伺いをいたします。

まず、市内4中学校の制服の金額について、販売価格と10年前の価格の変動についてお伺いをいたします。

次に、各校の制服着用に関する取り決め等についてお伺いをいたします。

3点目は、就学援助の入学準備金に制服代が含まれているのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

大綱の3点目は、選挙事務について、選挙管理委員会委員長にお伺いをいたします。

10月に実施されました今回の衆議院選挙で

の投票所入場券について、その発送総数と決算額について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

性的少数者について、性的少数者に配慮した本市の対応についてであります。報道では、人口の数パーセントの方々が性的少数者であると言われており、偏見や差別などにより社会のさまざまな面において、人権にかかわる問題も発生していると報じられております。

このような中、東京都渋谷区や世田谷区などをはじめ、道内では札幌市におきまして、同性パートナーシップ制度を公的に認める動きが見られております。

私といたしましては、性的少数者に対する偏見や差別を多種多様な人権問題の一つとして捉え、偏見や差別を根絶することにより、性的少数者の多様性を認め合う地域社会を実現していくことが重要であると考えております。

なお、これまで、性的少数者に関する職員の研修は行っておりませんが、今後、国・道の動きや他市の取り組みなどについて情報収集に努め、適切に対応してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えいたします。

初めに、性的少数者への認識についてであります。文部科学省では、教職員向けに本年4月30日、「性同一性障害に係る児童生徒

に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、その中では、学校現場における性同一性障がいに係る児童生徒への支援について示されているところでございます。

具体的には、服装については、自認する性別の制服や衣服、体操着を認めること、髪型については、戸籍上男性の場合、標準より長い髪型を一定の範囲で認めること、更衣室については、保健室や多目的トイレの利用を認めること、トイレについては、職員トイレや多目的トイレの利用を認めること、呼称については、校内文書を児童生徒が希望する呼称で記すること、自認する性別として名簿上取り扱うこと、授業については、体育また保健体育において、別メニューを設定すること、水泳については、戸籍上男性の場合、上半身が隠れる水着の着用を認めること、補習として別日を実施することやレポート提出で代替すること、運動部の活動は、自認する性別にかかる活動への参加を認めること、修学旅行等については、一人部屋の使用を認めることや入浴時間をずらすことなど、性同一性障がいに係る児童生徒の対応を示しているところでございます。

教育委員会では、本市の小中学校においては、このような配慮をしている児童生徒は0名と把握しているところでございますが、申し出ができなく、一人で抱え込んでいる子どもがいないか、日頃から児童生徒の様子を注意深く見守っていくとともに、配慮を必要とする児童生徒が把握できた場合は、学校においては、その児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡をとりながら支援を進めていくことが重要と考えております。

当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ支援はさまざまであり、この違和感は成長するに従い、減ずることもあり得ることから、教育委員会といたしましては、学校として先入観を持たず、そのときどきの児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であると認識しているところでございます。

また、保護者がその子どもの性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら、支援を進めることが必要であるとともに、保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安等を軽減し、問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い、可能な支援を行っていくことが必要と考えております。

次に、研修についてであります。教職員の資質向上の取り組みとして、生徒指導担当者や養護教諭を対象とした研修を実施するとともに、学校の管理職についても性同一性障がいに関する研修会等を通じ、適切に理解していただくことにあわせ、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障がい等を取り上げることも重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今後、実施される研修会等においてテーマとして取り上げ、教職員が共通認識のもと、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

次に、市内中学校の制服についてでございます。市内4中学校の制服の金額について、税込価格で申し上げますと、美唄中学校の男子については、ブレザー、スラックスとネクタイを合わせて3万5,942円から3万9,852

円、女子については、ブレザー、ベスト、スカートとリボンを合わせ4万1,688円から4万7,628円、峰延中学校の男子については、ブレザー、スラックスとネクタイを合わせて3万8,992円から4万716円、女子についてはブレザー、スカートとリボンを合わせて3万6,525円から3万7,713円、東中学校の男子については、ブレザー、スラックスとネクタイを合わせ、3万4,959円から3万8,664円、女子については、ブレザー、ベスト、スカートとリボンを合わせて4万24円から4万6,008円、南美唄中学校の男子については、上着とスラックスを合わせ、2万5,000円から3万780円、女子については、上着とジャンパースカートを合わせ2万9,800円から3万7,800円となっております。

なお、価格帯につきましては、A体、B体などのサイズや販売店での販売価格の差となっております。

また、10年前との価格の変動につきましては、販売店にお聞きしましたところ、約10%から15%程度値上げとなっており、その理由といたしましては、消費税率の引き上げ部分と物価上昇に伴う生地の値上げが要因であると伺ったところでございます。

次に、市内中学校の制服の着用についてでございます。入学式、始業式、終業式、卒業式などの儀式的行事、定期テストや学力テスト、修学旅行、音楽発表会、校外活動などにおいて制服を着用することとしており、市内4中学校とも、ほぼ同様の取り扱いとなっております。

これらの行事以外では、峰延中学校、南美唄中学校及び東中学校は指定ジャージとなっ

ており、美唄中学校はジャージを指定しておりませんので、上下対のジャージを着用することとなっております。

次に、新入学児童生徒学用品費の支給額についてであります。平成 29 年度から小学校については、2 万 470 円から 4 万 600 円に、中学校については 2 万 3,550 円から 4 万 7,400 円に単価が引き上げられ、本市においては、改定された価格で準要保護の方に支給しているところであります。

なお、新入学児童生徒学用品費には、中学校においては制服代等が含まれております。

●議長小関勝教君 選挙管理委員長。

●選挙管理委員会委員長高田豊君(登壇) 吉岡議員の質問にお答えします。

選挙事務について、衆議院選挙の投票所入場券についてであります。現在、本市のシステムでは、1 枚のハガキに 1 世帯 5 人までの入場券が印字されることとなっており、衆議院選挙における発送総数につきましては、持参している不在者投票施設、指定施設のほか、光生園や美唄学園、美唄駐屯地などを除く 1 万 1,411 件となっており、決算額につきましては、68 万 8,847 円で、この経費の財源につきましては、国からの委託金となっております。

●議長小関勝教君 8 番、吉岡文子議員。

●8 番吉岡文子議員 自席から再質問させていただきます。

初めに、性的少数者についてですけれども、政治家の暴言が止まらない中、11 月 23 日、自民党の竹下亘総務会長が「宮中晩餐会に国賓の同性パートナーが出席することに反対だ。日本国の伝統に合わない」と発言した後、撤

回されたとなっております。こういった政治家の無知な発言が、性的少数者を傷つけるということ、人権の尊重について、このような首をかしげたくなる言動に怒りを覚えるのは私だけではないはずです。その後、この発言については、安倍晋三首相、河野太郎外相は、同性パートナーを招待する意向を示したということです。

今ほど認識についてお伺いをしましたけれども、特に、教育長のご答弁の中では、教育の場では、性同一性障がい、いわゆる L G B T のうちの T、トランスジェンダーという心の体と性の体が合わないという児童生徒の事例が多く取り上げられておりますけれども、やはり私は、何といたっても一番は理解するということが必要ではないかと考えます。行政職員だけではなく、市民も含めて、研修等で性的少数者といわれる方々に対する理解が必要ではないかと、このように考えております。

テレビでも先日、いわゆるお笑い系の番組で、20 年ぐらい前に、この性的少数者に対する揶揄のような形のお笑いをしたコンビがありまして、それを同じような形で番組の中で放映したところ、この 20 年なりの意識の変化なんでしょうか、以前はただ単に揶揄の対象としてしかなかったものが、今度は反対に、コントといいますか、容姿といいますか、L G B T に対する差別的な容姿・言動について、SNS などでも非常に批判が多かったということからすれば、やはり、この 20 年なり 30 年なりの理解の仕方というものが大きく変わっているのではないかと。それが同性パートナーシップ制度というものを自治体が入れるということにも繋がっているのではない

かと改めて思います。

なかなか研修というのも難しいんですけれども、旭川市では、性的マイノリティについて知ろうといった研修会を行ったとあります。また、滝川市では、LGBTの当事者の方が市議会議員だということもありまして、広報誌で初めてLGBTを取り上げて、言葉としてのLGBTをわかりやすく伝えたかったということがあります。

私も、まだまだ理解が始まったばかりで、なかなか全体の理解にはなっていないと思いますけれども、ぜひ行政として、何らかの研修なり市民理解なりを深めるようなことをやっていただけないかと改めて思っておりますところ、映画ですが、注目される女性の監督で、荻上直子さんという監督がいるんですけれども、その方が生田斗真という若手の俳優を使った「彼らが本気で編むときは」というトランスジェンダーの女性を描いた作品があります。ぜひこういった映画も含めて、市民理解を深めるために、何らか行政として取り組んでいただきたい。これは要望として受け止めていただきたいと思っております。

次に、中学の制服についてですけれども、公正取引委員会の調査、全国約450の学校の制服の取引を調査したということで、その結果が発表されておりました。ただ、この提言の中では、大都市をとらえているのか、市場の非常に小さい美唄と、これを同様にしているのかという辺りのところでは、私は報告書も読んだわけなんですけれども、非常に疑問を持つところがありました。

しかしながら、美唄市の状況でも、男子で最高と最低の金額で1万5,000円ほど、女子

で1万7,000円ほどの差があるというのは歴然としてあるのではないかと考えます。これらを含めて、この報告書について、教育委員会としてはどのように取り扱ったのか、この点について伺いたいと思います。

私がこの場で、どこの制服が高いとか安いとか、そういったことはちょっと言いかねる問題だと思いますので、改めて報告書について、教育委員会がどのように取り扱ったのかについて伺いたいと思います。

それから、選挙事務についてですけれども、経費を伺いますと、1件について約60円ほどの経費がかかっているということがわかります。

今までのご答弁の中にもありましたけれども、ハガキ代のところに5人分の入場券を分割して印刷しているということですが、これはかなりの期間、このような方法がとられてきたのではないかと。私が美唄市民になってからも、ずっとこのような方法ではないかと思っています。

しかしながら、今どきハサミで一人ひとりの入場券を切り取る煩雑さ、それから、1枚のハガキで5人分ですから、非常に小さいものになりますから、注意しないとなくしてしまうということも考えられます。

宣誓書に関しては、5人分の反対側の1枚しかないわけですから、合理的に合わないのではないかという点もあります。

健康保険証は今、1人1枚の時代となっていますし、道内の他市において、投票所入場券について、1人1枚となっている自治体もあると、私も実際に伺っております。

何より、制度上、仕方ないのかもしれない

んけれども、世帯主から始まって、妻や子がそれに続く、このような形も非常に今の時代にそぐわない、違和感を覚えます。

改めて、投票所入場券について、1人1枚といったシステム、道内のほかの地では採用できているということなので、こういったシステムができないものなのか、経費はかかりますけれども、今までのやり方では、私はやはり、これからの時代はそぐわないと思っていますので、改めて1人1枚の投票所入場券ができないものなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

公立中学校における制服の取引実態に関する公取の調査報告書の取り扱いについてであります。平成29年12月6日付で公正取引委員会事務総局から、市内の公立中学校に対し周知するよう依頼がありましたので、市内中学校長あてにその旨を通知し、この通知にあわせまして調査報告書の概要版を配布したところでございます。

●議長小関勝教君 選挙管理委員長。

●選挙管理委員会委員長高田豊君 吉岡議員の質問にお答えします。

投票所入場券についてであります。1人1枚の入場券とするには、現在のシステムを改修する必要があること、また、ハガキの枚数も増え、ハガキ用紙代を含む印刷経費や郵送代も増えることとなります。

また、財源措置が見込まれる国政選挙や道選挙のみの1人の入場券とすることは、さらに選挙ごとのシステム改修が必要となるため、

財政状況からも難しいものと考えておりますが、今後、他市の状況も調査してまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

1番、丸山文靖議員。

●1番丸山文靖議員（登壇） 平成29年第4回定例会にあたり、大綱3点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

大綱の1点目は、生活保障の新しい形、共生保障についてであります。

現代社会では、地域社会が維持困難になりつつあるのではないのでしょうか。このような見通しが国、自治体で表明され、実感を持っている国民も受け止めている現状であります。

現在の現役世代が数の上で減少しているだけではなく、経済的弱者が弱体化し、社会的に孤立する人々が増加してきています。高齢世代など、支えられる側とみなされてきた層が膨らむ中で、中間層は解体し、地域を支える力が弱まってきていると思われまます。

これまでの社会保障のあり方を前提とする限り、見通しが厳しくなるのも当然のことと考えられ、社会的断層が広がると、いかなる事態に対処していくかについて、人々が合意形成していることが次第に困難になり、アメリカやヨーロッパに見られるように、凋落する中間層の不安や怒りをあおるポピズム政治が広がりつつある状況です。

このような状況の中、共生社会というビジョンが盛んに言われてきています。日本では一億総活躍プランの中で、地域共生社会の現実が掲げられていますが、社会福祉の中では、支える側と受け手側に分けるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいな

がら、自ら自分らしく活躍できる地域コミュニティが重要になってきております。そのためには、もともと共生社会という言葉は、これまでも、障がい者や高齢者、子ども、そして生活困難者を抱えた人々、あるいは外国人や性的マイノリティ等の社会をつなぐツールとして議論されてきた経緯があります。

そこで2点お聞きします。

1点目として、市として高齢者や障がい者が多く生活している中で、どのような考え方を持って共生社会に対応しようとしているのか伺います。

2点目として、各社会福祉関係団体と今後の取り組みを検討すべき時期と思いますが、方法論として、社会福祉の供給システムのパラダイム転換などを利用すべきと考えますが、市の考え方をお伺いいたします。

大綱の2点目は、市職員の資格の活用についてです。

本市において、少子化、高齢化、そして人口減少が着実に進行しています。市の活力の減退は、何ともしがたいと感じています。懸念されるのは、財政力に伴う市民サービスの低下です。その懸念を払拭する1つの取り組みとして、私は、市の職員の能力のレベルアップがあると考えています。人口減少とともに市の職員数の抑制が議論になってくると思いますが、そうであれば、一層、市の職員の努力と能力に期待がかかるところです。

超高齢化社会に突入している本市としては、社会構造の変化に合わせた施策の選択が必要になりますが、その施策の推進を担う職員には、一般職の職員の資質・能力アップとともに、専門職の職員の養成が求められるものと

考えます。

例えば建築分野、土木分野、福祉分野などが考えられますが、そこで必要になるのは、それぞれの分野における資格であります。民間に対する指導的な業務や市民からの相談業務など、専門的な知識や技術は、今後ますます求められ、また、市民サービスの質の向上にも、専門的な資格は欠かせないものと考えます。

そこで3点お聞きいたします。

1点目は、本市職員の資格保有の実態についてです。

現在、土木・建築分野、福祉分野に勤務する職員が保有する資格の種類と人数について、お伺いをいたします。

2点目は、資格保有者に対する処遇の改善についてです。

市職員の意欲を喚起する上で、資格に伴うそれなりの処遇が必要かと思います。これまでに、特殊勤務手当については、見直しが進められてきたと承知していますが、資格保有者に対する給料や手当、あるいは資格にあった職場への転換など、現状と今後の改善に関する考え方についてお伺いをいたします。

3点目は、資格保有者の採用と、市職員が資格取得のために試験を受ける際の市の対応についてです。

現状を踏まえつつ、今後の市民ニーズへ対応するため、新たに必要とされる資格を持った職員を採用していくことも必要になると思いますが、特に、福祉分野においては、認知症の増加や障がいの重複化などに伴い、精神保健福祉士の資格者が必要になると思います。

精神保健福祉士は、具体的には、地域包括

支援センターや認知症カフェなどでの活躍が期待されます。このため、高齢化が進み、複雑化する市民ニーズに対応するためには、これらの業務に必要とされる資格を持った人材を確保することが求められると思われませんが、いかがでしょうか。

また、市職員が資格取得のために試験を受ける場合の市の対応についても、あわせて伺いをいたします。

大綱3点目は、教育長にお聞きいたします。

小中学校におけるICT活用についてです。

学力の向上は、本市における大きな課題の1つであると私は考えております。教育委員会においても同様かと思えます。

学力向上を目指す中で、検討すべきものとして、授業におけるICTの活用があります。私たちの生活の中で、ICTの普及は、目覚ましいものがあります。パソコン、スマホ、SNSなど、世代を超え、急速に日常生活の中に広がっています。学校教育現場ではどうでしょうか。まだ多くはコンピュータ教室でのパソコンの一斉学習の段階ではないかと思えます。

しかし、世の中はどんどんと先に進んでおり、子どもたちが社会に出た時に、道具としてICTを縦横無尽に使いこなせなければならない時代になっています。

さて、学校教育を通じて、子どもたちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容、学び方の見通しを示す学びの地図となる学習指導要領は、おおむね10年に1回改訂されてきており、次期学習指導要領は、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施されることとなっております。

この中で、新しい考え方として、主体的、対話的で深い学びにより、子どもたちに新しい時代に求められる資質・能力を育成するというものが打ち出されています。つまり子どもたちが、自ら課題を見つけ、解決するための方策を考え、意見交換や調べ学習により解決するアクティブラーニングの視点からの授業改善が進められることになるわけです。目の前に迫っている教育改革は、授業におけるICT機器の活用が重要なポイントになると私は考えております。

そこで、2点お聞きをいたします。

1点目は、本市の小中学校には、すべての学校にパソコン教室があり、コンピュータが置かれていますが、その活用状況と次期学習指導要領に向けて、必要なICT環境についての考え方をお聞きいたします。

2点目として、ICTの活用にあたっては、教員の指導力が重要な鍵となることから、授業でのタブレット端末などを有効に活用できる技術力や指導力を高める研修が欠かせないものと考えますが、教員のICT研修や研究活動の充実に向けた考え方をお聞きいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、福祉行政について、共生社会の考え方についてであります。現行の福祉制度は、高齢者、障がい者、子どものほか、対象者ごとに「縦割り」の運用となっておりますが、課題が複合化している方への対応に限界が生じてきていることから、国におきましては、制度・分野の区分けや「支え手」「受け手」

の関係を越えて、地域住民をはじめ、地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現を目指しているところであります。

本市におきましては、複合化した事例の場合は、これまでも関係の分野と随時それぞれの情報を持ち寄り、支援にあたっているところでありますが、今後は、地域をはじめ分野を問わず、より円滑な支援体制づくりを進め、地域共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の取り組みについてですが、従来からの福祉サービスでは、制度の狭間に陥る方がおられることから、支援を要する方には、必要な支援が確実に届くようにすることが必要であります。

そのために、社会福祉協議会や保健所、医療機関、民生児童委員、町内会、民間アパートの所有者、地域ボランティアなど多様な分野と連携して、その方の視点に立って、支援を受けられる体制を構築していくことが必要であると考えております。

具体的な内容についてですが、現在、本市におきましては、生活支援体制整備事業として、高齢者、障がい者、子育て世代のすべてを含む助け合いの地域づくりを進めてきているところであります。

また、来年度、策定予定であります美唄市地域福祉計画におきまして、相談体制の強化や横断的かつ包括的な支援体制の構築など、地域づくりに必要な事項を盛り込み、すべての市民が孤立することなく、安心して暮らせ

るまちづくりに向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総務行政について、市職員の資格の活用についてであります。初めに、資格保有者に対する処遇改善についてであります。各所属におきまして必要とされる資格を有している職員につきましては、専門的な知識を持つ有益な人材であることから、適正な配置に努めているところでありますが、給与による処遇改善につきましては、国公準拠という観点から難しいものと考えており、他の自治体におきましては事例はないものと承知しているところであります。

次に、資格保有者の採用と市職員が資格試験などにチャレンジする場合の支援策の現状についてであります。今日におけるさまざまな市民ニーズ、自治体を取り巻く環境の変化に対応するため、さまざまな分野におきまして必要な資格を取得することは重要であると認識をしているところであります。

このため、市の業務におきまして資格を必要とする場合には、資格保有者を採用するほか、業務に必要とする資格を取得させる場合は、必要とする経費や講習などの受講につきましては公務として扱い、公費により対応しているところであります。

また、認知症の増加や障がいの重複化などに伴う精神保健福祉士の確保につきましては、その状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

なお、職員個人として取得する資格に要する費用等についての支援は行っていないところであります。

なお、市職員の資格保有の実態につきまし

ては、総務部長から答弁させます。

●議長小関勝教君 総務部長。

●総務部長中平匡司君 市職員の資格保有の実態につきましては、私からご答弁をさせていただきます。

保育士や医療職などの採用条件に付している資格以外で、本市職員が取得している建築・土木分野、福祉分野における主な資格の種類と人数についてであります。建築・土木分野では、1級建築士5人、2級建築士4人、1級建築施工管理技士1人、1級工事施工管理技士1人、1級土木施工管理技士6人、2級土木施工管理技士1人、建築基準適合判定資格者5人、危険物取扱者乙4類1人、換地士1人、測量士1人で、福祉分野では、精神保健福祉士1人、介護支援専門員5人、社会福祉士が5人と把握しているところであります。

●議長小関勝教君 教育長。

●教育長星野恒徳君（登壇） 丸山議員の質問にお答えいたします。

初めに、小中学校のICT機器の活用状況と今後の考え方についてであります。美唄市の小中学校におけるICT機器の導入につきましては、児童生徒数に応じ、市内小中学校のパソコン教室に231台のパソコンを配置し、各教科や総合的な学習の時間、旅行的行事のまとめの時間の中で活用しているところでございます。

また、パソコンの活用頻度につきましては、旅行的行事の後や総合的な学習の調べ学習が多くなる時期には、ほぼ毎日、毎時間を使用し、通常の時期においても、パソコン教室の割り当て時間割を作成し、毎日、いずれかの

学級が使用しております。

また、タブレット型パソコンの導入と活用状況についてでございますが、全市内の小学校の特別支援学級に36台、中学校の特別支援学級に20台を特別支援学級の規模に応じ、各学校に備えております。

通常学級については、特別支援学級の空き時間に利用していますが、タブレットの絶対数が少ないことや、ネット環境、いわゆるWi-Fi環境が整っていないことから、平成32年度、平成33年度にそれぞれ全面改正される次期学習指導要領に示される教育課程を円滑に実施していくことが難しい状況となっているところでございます。

次に、本市のICT教育に関する考え方についてであります。次期学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びを実践するアクティブラーニング、いわゆる能動的な学習の視点から授業を進めることが柱となっております。

次期学習指導要領の中では、教師が児童生徒に課題を与え、児童生徒がタブレットを活用し、主体的に調べた結果を持ち寄り、机を寄せた中でグループディスカッションを行い、その結果を電子黒板等に映し出すなど、ICT機器を活用した授業方法が例として示されております。

このため、教育委員会といたしましては、主体的・対話的で深い学びを実践するためには、新学習指導要領の移行期間となる平成30年度、31年度の2年間の中で、動作環境を含め、市内小中学校のICT機器の整備・充実が必要であると考えているところでございます。

次に、教職員のＩＣＴに関する研修等についてありますが、ＩＣＴ機器を活用し、授業を実践していくためには、教師自らがそれぞれの機器の特性を理解し、デジタル教材の研究を行うなど、機器操作等の習熟度を深めていかなければならないものと考えております。

このため、教育委員会といたしましては、教師に対しては、これまでの道立教育研究所や道立特別支援教育センター、空知教育センターにおいて実施しているＩＣＴ機器研修を積極的に受講するよう促すとともに、ＩＣＴの活用を力を発揮している教師を中心とした美唄市ＩＣＴ検討委員会において、研修の機会を設けるほか、先進校への視察等を通じ、ＩＣＴ機器の効果的・効率的な活用を努めてまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 １番、丸山文靖議員。

●１番丸山文靖議員 自席から１点再質問をいたします。

先ほどの答弁において、市の資格保有者に対する給与での処遇改善は難しいということでしたが、今後ますます専門的知識や資格を有する職員が必要とされてくると思いますが、現在は、どこの自治体においても、その人材を確保することが困難な状況にあります。

そこで、資格手当などの支給により、処遇を改善することが、人材の確保、または職員の意欲の向上にもつながると思いますので、再度検討してみてはどうかと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 丸山議員の質問にお答えいたします。

人材の確保についてであります。現在では、専門職だけではなく一般職の人材を確保することも困難な状況にあります。業務において専門的な職員の必要性が生じた場合には、業務に支障をきたさないよう、その確保に努めているところであります。

なお、資格手当の支給につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、他の自治体におきましても事例はないものと承知しているところであり、国公準拠という観点からも難しいものと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

９番、山崎一広議員。

●９番山崎一広議員（登壇） 平成２９年第４回定例会にあたり、大綱４点にわたり市長にお聞きします。

政府は２０１８年度税制改革に向け、地方消費税を都道府県に配る際の基準見直しを本格化させるため、現行法では、税収は大都市に偏っており、地方に手厚くした格差を是正するねらいを打ち出しております。ただ、この手法では、大都市では大幅な減収が見込まれ、最も痛手を受けるのは、東京都や大阪府で、北海道での影響は不透明と現段階では言われております。

一方、２０１６年度の会計検査院の会計検査報告では、税の無駄遣いが４２３件、８７４億円と、過去１０年で最も少なく報告をされましたが、行政改革とあわせまして、人材育成の手腕が問われるところであります。

私は、人材育成とは教育だと思っております。しかし、教育には結果が出るまで時間がかかります。職員を信頼し、数多くの経験と実践を踏ませることで、より良い仕事ができ

る。そして、そこから良い知恵やアイデアが生まれ、先ほど言いました無駄遣いがなくなり、市民から信頼される市役所が生まれると思っております。安定的な市政の基盤のもとで政策をひたすら実行すること、これが美唄市民の意思であると思っております。

高橋市政が誕生して6年が過ぎ、これまでに約束した政策の一つひとつ実行に移し、結果を出す。全身全霊を傾けて市民の負託に応えていくことが、任期2年を切った市長の今後の仕事と考えております。本市の未来を切り開くことができるのは政策です。

そこでお聞きします。

大綱の1点目は、公共施設等総合管理計画についてであります。

コンパクトシティ構想について、我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題です。

こうした中、医療、福祉施設、商業施設や住宅などがまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が、公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて、都市全体の構造を見直し、コンパクトシティ、プラス、ネットワークの考えで進めていくことが重要です。このため、都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、平成26年に立地適正化計画制度が創設されました。

本市では、平成28年度より第6期美唄市総

合計画後期基本計画が始まり、加えて、現在、策定中の市立美唄病院の基本設計やコンパクトシティ構想で将来を見据え、道へ譲渡の要望を行っている美工跡地への市営住宅の再編、さらに複合的施設として市民会館建設、しかし、最重要課題は、市役所の耐震化ではないでしょうか。20年、30年先を見据えた将来的な財政推計をしっかりと立て、「人を元気に まちも元気に 光り輝く美唄へ」、そして「夢を形に 勇気、情熱、実行」につなげていく中、市長任期が残り1年半余りとなり、私は、喫緊の課題がある公共施設の再配置に関して、しっかりと取り組んでいかなければならないものと考えております。

コンパクトシティとは、単に1カ所に集めることではありません。先進地の事例では、市長自ら先頭に立ち、住民説明会に出席をし、延べ300回以上開き、出席した事例もあります。

すでに立地適正化計画制度が創設されておりますが、本市に適しているのか、また、全国でこの制度を活用した場合、本当に本市がこれに該当し、事業として認められるのか。

病院建設で言えば、建設資材の高騰や平米単価、平成26年度で36万円と言われておりますが、現時点では、これを上回る単価とお聞きしております。本当にこれらすべての施設の建て替えや建設などを行うと、100億円以上にもなることが推測されます。市民負担の軽減もあり、市民の中には、特に市立病院の建設にあたり、慎重に対応してほしいとの声もあることは否めませんが、一方では、病院の必要性を理解し、期待と希望で後押しをする市民の声も多くあることは確かです。

現在、平成 30 年度の予算編成にあたっていることと思いますが、今一度、病院事務局も含め、私は庁内で慎重・真剣な議論を行うべきものと思います。

そこで、市長にお聞きします。

その 1 つに、今後の公共施設の再配置の考え方について。

その 2 つに、庁内の連携体制と財源確保について伺います。

大綱 2 点目は、林業振興について、林業大学校の誘致についてであります。

先の一般質問で、同僚議員から同趣旨の質問がされましたが、私の質問と若干視点が違いますので、改めてお聞きします。

林業を担う人材の育成を目的として、都道府県の条例に基づき設置される林業者研修教育施設、農業改良助長法に規定する農業者研修教育施設の林業課程として設置されるものを含め、現在、6 府県で設置されていると承知しております。

道は、知事が本年 3 月道議会で、担い手の育成や企業の経営力の強化対策として、林業大学校の設立を早急に検討すると表明、その後、芦別市が誘致に向けた期成会を設立しましたが、本市には、道内唯一の林業試験場があり、森林・林業に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援などを行う道内林業の振興に寄与し、大きな成果を収めてきたところであります。

そうした心強い機関が身近にあると同時に、隣の岩見沢市には、国の機関の空知森林管理署や基礎的な知識や技術を習得可能とする道立岩見沢農業高校に森林科学科もあるなど、地理的にも札幌市と旭川市のほぼ中間に位置

していることから、交通の利便性もよく、極めて高い優位性を有しているものと思うところであり、道立林業大学校の誘致に関して、積極的に検討を進めていくべきだと思います。

本市も芦別と同等の時期に期成会を設立したと記憶しておりますが、道は 20 年度に林業大学校を設立したいとの考えが報道されましたが、乗り遅れることなく、いち早い行動が必要だと思います。

本年 6 月の第 2 回定例会で、同僚議員から道立林業大学校の誘致の質問に対して、市長による「前向きにスピード感を持って取り組む」との答弁がありましたが、それ以降、これまでの取り組みや今後の予定についてお聞きします。

大綱の 3 点目は、環境行政についてであります。

その 1 つに、ごみの処理について、不法投棄の現状についてであります。

近年、最終処分場などの逼迫による処理費用が高騰していること、合法的な経済活動では生成されない物質、硫酸ピッチなどを秘密的に処理する必要などから行われております。

また近年では、事業ごみを家庭ごみとして投棄する行為もあり、既設の中間処理施設や最終処分場に許可要件を超えて搬入、保管している状態は、不適正保管などと呼ばれ、不法投棄ではないと言われており、日本における 2007 年度の不法投棄全体量の約 78.8%が、建設系廃棄物であります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄したものの責任ばかりではなく、適正な監督を怠った排出者に対して、撤去などの処置命令が可能となっており、不法投棄に

対する罰金刑の最高額は1億円と言われております。

現在、市では、サンアール推進員によるごみステーションへのごみ出しの指導や職員による市内の巡回、さらに河川敷などの不法投棄を見守っているところではありますが、本市の不法投棄の現状は、どのようになっているのか、また、その対策はどのようにされているのかお聞きいたします。

次に、産業廃棄物の現状について、産業廃棄物の原油などの、爆発性、廃酸、廃アルカリなどの毒性、感染性などの人の健康または生活環境にかかる被害を生ずるおそれがあるものを特別管理産業廃棄物、特に特管と言われております。

さらに廃ポリ塩化ビフェニル及び汚染物廃石綿煤塵などの特定有害産業廃棄物といたしますが、家庭などから排出される一般ごみは、市町村に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は、排出事業者が処理責任があります。法的に取り扱いが異なるため、廃棄にあたっては、市町村などの一般廃棄物用の処理施設での処理・処分をすることは、できないところであります。産業廃棄物を処理・処分できる許可を受けた産業廃棄物処理事業者へ、処理・処分委託にすることによって、焼却処理する方法として、乾留ガス化路などがあります。

なお、産業廃棄物に該当しない事業活動にかかる廃棄物、いわゆる一般廃棄物については、事業者が自ら処理するか、市町村または市町村の許可を受けた一般廃棄物処理者に処理・処分を委託しなければなりません。一般廃棄物処分業の許可を受けていない産業廃棄

物処理事業者へ処理委託することは違法となります。

そこでお聞きします。

本市は、産業廃棄物の実態について、どのように把握しているのかお聞きいたします。

大綱の4点目は、都市整備事業について、1点目は、道道美唄富良野線についてであります。

私はこれまで、先の第3回定例会の一般質問で、全面開通はいつごろになるのかとお聞きしたところ、「現在、平成32年の開通を目指し整備を進めているところでありますが、新たに地すべりなどの危険箇所が見つかったことから、対策工法について、現在、調査検討を行っている」と北海道から伺っているところであります」との答弁でしたが、すでに始まっております来年度の予算編成、その後どのような報告があったのか、現在までの状況と開通時期がいつごろになるのか、お聞きいたします。

2つ目は、旭通の拡幅工事についてであります。

平成27年に東3条通からスタートしたと記憶しておりますが、道幅も狭く、交通量の非常に多い道路として、日常の交通量の多さから、早急に進めていただきたいところですが、現在は、せき損センターの手前、翠明通前を拡幅工事しており、今日まで特に大きな問題はなかったのか。また、最終地点はどこまでなのか。その距離と、あと何年かかるのかお聞きします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） 山崎議員の質問にお答えいたします。

初めに、公共施設等総合管理計画について、コンパクトシティ構想についてであります。初めに、今後の公共施設の再配置の考え方につきましては、建設後、30年以上経過している公共施設が、現在、約54%あり、10年後には約73%となることから、持続可能な行財政運営のもと、活力あるまちづくり、安全・安心なまちづくりを進めていくためには、市立美唄病院や保健福祉総合施設をはじめ、庁舎や市営住宅、図書館、市民会館、公民館などの公共施設のまちなかへの集約化や複合化を図り、施設規模の適正化に取り組んで行くことが重要であると考えております。

次に、庁内の連携体制についてありますが、この構想は、まちづくりの根幹となる考え方であることから、これまで、庁内職員はもとより、市民委員の皆さんと、慎重かつスピード感をもって、さまざまな視点で検討を重ねてきたところであります。

今後、この構想を実行性の高いものとするため、立地適正化計画及び都市再整備計画で規定する都市再構築戦略事業の実施に関して、さらに検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、財源確保についてありますが、公共施設等総合管理計画で掲げた「施設使用料や手数料の見直し」「施設管理運営の効率化」などのほか、まちづくりの財源として、国の有利な交付金制度の1つである、立地適正化計画関連交付金の活用に向けて、必要な情報収集を行いながら、検討を深めてまいりたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、本市は依然として厳しい財政状況が見込まれることから、行

財政改革をはじめ、中期財政運営基本方針に基づき、市民の皆さんと協働しながら、健全な財政基盤の構築に取り組んでまいります。

次に、林業振興について、林業大学の誘致に向けた取り組みについてありますが、初めに、これまでの取り組みにつきましては、本年、8月9日に本市や美唄商工会議所、美唄建設業協会をはじめとする関係団体並びにそらち森林組合や協同組合アースグローイングなどの管内の林業に携わっている組合等で組織した「美唄市道立林業大学誘致期成会」を設立したところであります。

設立後につきましては、期成会として、空知森林管理署や北海道水産林務部、空知総合振興局などの国や道の行政機関をはじめ、北海道造林協会や北海道森林整備担い手センターなどの林業に携わる関係団体のほか、地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部林業試験場や北海道岩見沢農業高等学校などの森林・林業及び木材の利用に関連する研究・教育機関へ出向き、設立趣旨や活動内容等の説明を行ったほか、月形町の道民の森において間伐作業を視察したところであります。

また、11月には北海道知事や北海道議会議長へ道立林業大学誘致の要望書を提出したところであります。

次に、今後の予定につきましては、北海道から、「北海道の森林づくりを担う人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方」が示され、本年度内に基本構想を策定することとしているため、その対応に関して検討を行うとともに、引き続き、北海道の動きに注視しながら、官民一体となり、道立林業大学の誘

致の実現に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、環境行政について、ごみの処理についてであります。初めに、本市で把握しております不法投棄の現状といたしましては、直近の3年間で申し上げますと、平成27年度は9件、平成28年度は12件、平成29年度におきましては、現在までのところ9件となっているところであります。

なお、不法投棄の発生場所につきましては、防風林を含む山林及び河川用地、民有地が主な場所であり、不法投棄されたごみの大半が、家庭から排出された生活ごみや家具・家電などの一般廃棄物となっており、これら不法投棄されたごみの量が多い場合や産業廃棄物の不法投棄など、悪質であると判断した事案につきましては警察等に通報しているところであります。

次に、防止策についてであります。このような不法投棄の防止に向け、不法投棄に関する啓発看板の設置や、サンアール推進員等の各種会議の場で啓発を行うとともに、広報メロディーにも啓発記事を掲載するなどの取り組みを行っているところであります。

次に、本市における産業廃棄物の実態についてであります。産業廃棄物処分業等の許可につきましては、北海道知事が許可権者で、平成29年9月現在の市内における処分業の許可事業者は4社、収集運搬に係る許可事業者は24社となっており、許可事業者以外に業務を委託することは違法となっているところであります。

また、産業廃棄物の処理にあたっては、排出者の責任において処理をすることが原則と

なっており、自己処理が難しい場合、北海道から許可を受けた業者に処理を委託することができるとされておりますが、その際においても、排出者の責任において、処理完了まで確認しなければならないこととされているところであります。

なお、産業廃棄物の排出量や処分量につきましては、北海道が所管しておりますことから、把握はしておりませんが、産業廃棄物の不法投棄につきましては、市職員による市内巡回及び市民からの苦情に基づく現地調査等の実施により、不法投棄の未然防止及び早期発見に努めるとともに、所管庁であります空知総合振興局との連携を一層強化して対応しているところであります。

次に、都市整備事業について、道道美唄富良野線についてであります。平成29年第3回定例会一般質問におきまして、北海道からは平成32年の開通を目指し整備を進めているところでありますが、新たに地すべり等の危険箇所が見つかったことから、対策工法について、現在、調査検討を行っている旨のご答弁を申し上げたところであります。

その後の経過といたしましては、進捗状況や事業効果など総合的に再評価し判断する公共事業評価専門委員会が、本年10月24日に北海道において開催されたところであります。

当委員会におきまして、美唄ダムから国道452号までの18.5キロメートルのうち、現在北海道が事業を行っている15.5キロメートルについての再評価は、地すべり対策の追加などで総事業費の増加となりましたが、事業の必要性が評価され継続妥当と判断されたところであります。

次に、全面開通の時期につきましては、完成予定年次が2カ年伸び平成34年度になったと報告を受けたところであります。

次に、旭通の拡幅工事についてであります。市道東3条通から市道美培線の道道美唄富良野線の交差点まで、延長約2,080メートルを道道へと昇格し、北海道におきまして整備を実施しているところであります。

旭通の整備状況につきましては、市道東3条通から市道菜の花通までの延長880メートルの区間が事業化され、平成24年度より事業を開始し、平成29年度は用地買収や支障物件の補償業務をとりすすめており、これまでの工事の実施区間は、市道翠明通までの延長283メートル、事業費ベースで進捗率は72%、完成予定は平成31年度と伺っているところがあります。

また、市道菜の花通からの事業化がされていない残りの区間につきましては、今後も継続して事業を行っていただけるよう引き続き、北海道へ要望してまいります。

●議長小関勝教君 9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員 自席から1点だけ質問したいと思います。

最初に言いました公共施設、金曜日に同僚議員から市役所の体制・再生についてということで質問がありました。この場から見ても、理事者側、特別職の方各委員会の方々を抜きますと14人の職員がおられるかと思います。このうち8人が再来年3月で退職されます。こんな部分も含めて、本当に喫緊の課題として、病院建設に向けて、ある意味1年、2年先に延びるかどうかわかりませんが、早急に本当に予算に向けて検討していただき

たいと思いますので、ある意味、市長の政治生命にもかかわる問題になるのではないかと思いますので、この辺はしっかりと慎重な議論を含めて取り組んでいただきたいと思います。

1点だけ、ごみの関係です。これは確かに言われました産業廃棄物、当然、道が所管というのはわかります。ただ、最近、市内に「建築残土、一般残土受け入れます」と書かれた看板が見受けられます。この方は免許を持っているのかどうかわかりませんが、現場、原課にはその旨お伝えしました。

また、5年ほど前的大雪の中で、当時市内の施設、空き家は特に崩壊した、その中で、大型施設、銀座街の方や映画館の方も法に則った形で処理されたものだと思いますけれども、ただ、市民の方から、きちっと処理されていないのではないかという声も私の耳に入ってきます。別な方も、その旨ちらっと言っていたのを記憶しております。

道や取り締まり機関との連携が必要と言われておりますし、道の仕事だけではなく、自宅の敷地に処理しても、これはやはり違法です。生ごみではできない、生ごみではないんです。振興局としっかり連携をとっていくと言われましたけれども、市内には、産業廃棄物処理業者が4社あると。集配許可事業者が22社と。業者名はすべて把握していることでしょうけれども、道に届けた場合、業者名を原課に教えていただくようなシステムができないものか。また、これに対して市も確認する必要があると私は思いますけれども、その辺の考え、あればお聞かせ願いたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

連携強化に対する取り組みについてであります。市内で産業廃棄物の不法投棄を発見した場合は、市職員により現地確認を行った後に、空知総合振興局並びに美唄警察署に通報の上、速やかに対応することとしております。

また、現在、空知総合振興局におきまして、北海道及び空知管内自治体の廃棄物担当課、警察署の生活安全課を構成員とした「空知地域廃棄物不法処理対策戦略会議」を設置しており、その中で、各種情報交換を行っているところですが、この戦略会議の場におきまして、北海道や警察署等の関係機関に対し、本市内で発生した産業廃棄物の不法投棄の実態について、捜査等の支障にならない範囲で情報提供をしていただけるよう働きかけてまいりたいと考えているところであります。

●議長小関勝教君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 11 時 54 分 散会

